

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程（平成19年4月1日規程第19号）第5条の規定に基づき公告する。

令和6年8月28日

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

1 入札執行者

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

2 担当部署

〒422-8526 静岡県静岡市駿河区谷田52番1号

静岡県立大学事務局総務部施設室

電話番号 054-264-5105

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

施 第 2010 号

(2) 業務名

令和6年度 静岡県立大学定期報告業務[建築物・建築設備]委託

(3) 業務場所

静岡市駿河区谷田 地内

(4) 業務概要

建築基準法第12条に基づく定期報告業務[建築物・建築設備]

(5) 業務期間

契約日から令和7年2月6日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県の建設関連業務入札参加資格において、「建築関係建設コンサルタント」の業務区分について
入札参加資格を有すること。

(3) 主たる営業所の所在地が静岡市内にあること。

(4) 建築士法第23条に基づく建築士事務所の登録をし、建築基準法第12条第1項及び第3項の規定によ
る調査・検査資格者を4人以上有すること。

(5) 平成21年4月1日から本公告の日までの間に、教育施設又は研究施設における建築基準法第12条に
に基づく定期報告業務の受託実績を有すること。

(6) 入札時に静岡県の建設関連業務に係る入札参加停止基準（平成18年度集用第103号）に基づく入札参
加停止期間中でないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法
律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告日の翌日から令和6年9月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 配布場所

上記2と同じ

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

公告日の翌日から令和6年9月9日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 提出書類

申請書及び入札説明書に記載の資料

(3) 提出場所

上記2と同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和6年9月18日（水）午後1時30分

(2) 入札の場所

静岡市駿河区谷田52番1号 静岡県立大学はばたき棟3階第2会議室

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は競争契約入札心得において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、静岡県立大学事務局総務部施設室(電話番号054-264-5105)とする。

(3) 現場説明会は実施しない。

(4) 詳細は入札説明書による。

(5) 過年度の報告書類の閲覧

閲覧を希望する場合は、事前に電話連絡し日程等を調整すること。 (連絡先は照会窓口と同じ)